平成２９年（フ）第２７２号
埼玉県川越市岸町３丁目24番２号　エレガンス川越101号室、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金866番地28
債務者　塚本亜希子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢735番地１　みずほ苑、住民票上の住所埼玉県富士見市上沢１丁目８番18号
債務者　角方　利勝
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０２号
相模原市緑区東橋本３丁目11番４号
債務者　峯田マス子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１６号
相模原市中央区陽光台３丁目８番18号　サマックスラークＤ201
債務者　服部　彩香
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１７号
相模原市南区磯部1333番地２　トラッド斉藤Ⅰ　205号室
債務者　小澤　千恵（旧姓月岡）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１８号
相模原市中央区相模原５丁目11番９号　日神パレステージ1101号
債務者　工藤　玄大
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２２号
相模原市緑区橋本５丁目18番５号
債務者　石原　由美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２５号
相模原市中央区田名2940番地１　エクレール相模原501
債務者　山崎不二子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２６号
相模原市中央区田名2940番地１　エクレール相模原501
債務者　山崎不二花
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２７号
相模原市中央区中央５丁目12番１号　トータス中央302号
債務者　橋満　久夫
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９８号
茨城県土浦市真鍋３丁目１番９号
破産者　双葉自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
茨城県筑西市幸町１丁目30番３号
破産者　株式会社下館瓦工業
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２４２号
新潟県燕市吉田水道町４番30号
破産者　株式会社みやと食品
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
島根県出雲市斐川町荘原3840番地
破産者　協同組合荘原ショッピングセンター
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
大分市豊海５丁目４番７号
破産者　株式会社ケンズ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８８号
三重県伊勢市藤里町345番地３　ラフォーレA101号室
破産者　中山　修一
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
長崎県長崎市石神町８番23号
破産者　株式会社プラスワンゴールド
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０９号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目17番23号
破産者　有限会社湘南コンフィデンス
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部